

函館市広告付受付番号表示システム無償貸与者選定委員会設置要綱
(趣旨)

第1条 函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱に基づいて函館市広告付受付番号表示システムを市に無償で貸与する者(以下「貸与者」という。)の選定を公正かつ適正に実施するため、函館市広告付受付番号表示システム無償貸与者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 書類の審査および評価に関すること。
- (2) 貸与者の審査および評価に関すること。
- (3) その他貸与者の選定等について選定委員会が特に必要と認めるところ。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 副委員長は、市民部次長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民部戸籍住民課長
- (2) 市民部市民・男女共同参画課長
- (3) 前2号に掲げる者のほか、選定委員会の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として委員長が指定する者

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議(次項において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(選定基準)

第5条 選定委員会は、次の表に掲げる審査項目、評価基準および基準点に基づき、厳正な審査の上、貸与者を選定しなければならない。

審査項目	評価基準	基準点
(1)企画内容等 (50/100)	①番号表示システムの仕様	20
	②行政情報の運用体制	10
	③広告主募集の方法および自社の広告掲載基準	10
	④その他, 提案の独自性など	10
(2)事業の安定性 (50/100)	①業種および類似業務の実績	10
	②番号表示システムの設置, 撤去, 保守・維持管理方法	20
	③問題発生時の対応体制	20
計		100

(資料の提出等の要求)

第6条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、市に対する函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与の申込みをした者に対し、資料または情報の提供および説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、市民部戸籍住民課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月29日から施行する。